

平成 28 年度第 2 回文化財保護委員会会議録

1. 日時・場所

平成 29 年 1 月 20 日（金） 午後 2 時～4 時 25 分
知立市役所 第 9 会議室

2. 出席者

清水正明（委員長）、藤井かなゑ、松井節子、杉浦 茂、杉浦五一、鷹巣 純、藤井智鶴
（以上委員）

川合教育長、石川教育部長、鶴田文化課長、篠原課長補佐、近藤担当係長

3. 議題

- (1) 知立市文化財指定基準について
- (2) 文化財案内看板の修繕について

1. あいさつ

2. 報告事項

- (1) ユネスコ無形文化遺産の登録について
- (2) 歴史文化基本構想の策定について
- (3) 荒新切遺跡公園整備計画について

清水委員長：荒新切遺跡公園整備計画に関して、西中町での市長懇談会の説明がありました。地元に公園化に賛成しない意見があるようですが、いかがですか。

文化課長：ジオラマで公園の完成模型まで作って前向きな人もいますが、青写真が示されないことへの不安感や維持管理の負担を心配する声も聞かれました。

藤井か委員：懇談会の参加者は組長・評議員が大半でそれ以外は少なかったです。地元に管理を押し付けられると困るという意見は少なからずありました。現在、天神公園は老人クラブ、跡落公園は地元住民に割り当てて草刈などの管理をいただいています。

杉浦五委員：遺跡公園は都市公園のような地域利用の公園とは異なり、西中町だけで管理する公園ではないという認識をしていただかないといけない。しかし、地元の宝であり自分たちで大事にしようという雰囲気は必要だろうと思います。

藤井か委員：公園だけでなく道路などの周辺環境の整備も必要だと思います。

杉浦茂委員：教員も荒新切遺跡について知りません。まずは教員に知らせることも大切です。もう一つは、活用の方向性が見えないので地元が不安に思うのは当然です。NPO・友の会・ボランティアなどを立ち上げて活用の道筋をつけることも必要だと思います。

文化課長：公園化に向けての方向性は変わらず今後も進めていきたい。

教育部長：工事費と地元市民の盛り上がりといった課題について、荒新切遺跡整備委員会においてご意見を聞きながら進めたい。

3. 議 題

(1) 知立市文化財指定基準について

事務局：(資料4に基づき説明する)

教育部長：第8条(1)動物アに「日本特有の…」とありますが、日本よりも知立特有としなくてよいですか。

鷹巣委員：「地域特有の」としてはいかがでしょうか。

事務局：そのようにします。

清水委員長：(2)植物には「絶滅の恐れがある…」とあるのに対し、動物のほうにはそういった表記がありません。

鷹巣委員：動物と植物とで表現が対応していないのは少し気になります。

藤井智委員：古文書のところで、オで「近世及び近代の古文書…」とあえて特化しているのは、旧来からの古文書学では中世以前の文書を扱い、近世以降の文書は古文書ではないという概念によると考えますが、近世以降の文書は古文書ではない、ということになりかねません。知立では中世以前の古文書はほぼ無く、近世・近代の文書を古文書として評価すべきだと考えます。そのため「近世及び近代の」を削除するとよいと思います。また、私文書が破棄されないように公文書だけに限るような表現も避けたほうがよいと思います。

鷹巣委員：「古文書」を「古文書類」とすればよいかもしれません。

教育部長：では「古文書」をすべて「古文書類」として、オの「近世及び近代の古」を削除すればよいでしょうか。

鷹巣委員：アとエの「古文書」の古をとって「書類」としたほうが今後のことを考えるとよいと思います。

清水委員長：エとオが重複した感じになりませんか。

鷹巣委員：エは個別ではなく「まとまって」いることによって価値があるもの(〇〇家文書のような)を想定していますよね。

清水委員長：戦争遺跡や産業遺産なども他市では積極的に指定している現状ですが、どこに入りますか。

鷹巣委員：戦争遺跡は、第6条(2)の軍事に関する遺跡 ということに入りそうです。

清水委員長：産業遺産として農業倉庫を想定していますが、いかがでしょう。

教育部長：建造物の地域的特色に該当しませんか。

鷹巣委員：市域が狭く指定すべきもののイメージができるので、それを想定してすりあわせる必要もありそうですね。

清水委員長：例えば二宮尊徳像なども今後は指定の対象になりえます。大事なものが指定していければよいので、今挙げた修正くらいでよろしいでしょうか。

文化課長：動物と植物の整合性の問題についてはいかがですか。

鷹巣委員：動物はエで「標本」が対象になっているのに対し、植物にはありません。おそらく植物の標本もあるはずです。

文化課長：植物に ケ「特に貴重な植物の標本」を追加するというのでいかがですか。

清水委員長：異議ありませんか。全員賛成ということですので、指摘のあったところについて修正して次回提示してください。

(2) 文化財案内看板の修繕について

事務局：(資料5に基づき説明する)

鷹巣委員：地名の固有名詞にはふりがなを振ったほうがよいと思います。それから、歴史の人物名もフルネームとした方がよく、芭蕉とありますが松尾芭蕉とするのがよいと思います。

文化課長：芭蕉句碑の広重もそうですね。

事務局：歌川広重とします。

藤井智委員：芭蕉句碑の「堂川」(たつ)は変体仮名であることの説明を付け加えたほうが親切だと思います。

松井委員：もとの字にルビを振ったほうが子供たちにとってよいと思います。

清水委員長：私も元のままのほうがよい気がします。

鷹巣委員：石碑の文字と照らし合わせての確認ができますよね。

事務局：それでは芭蕉句碑の変体仮名については元のままとします。

藤井智委員：トネリコの説明で「最も古木といわれている」は日本語としておかしい。

清水委員長：「最古といわれている」としてはどうでしょうか。

松井委員：「最古木」のようにしてはどうでしょうか。

鷹巣委員：では「西三河では最古のトネリコ」としてはいかがでしょう。

事務局：そのようにします。

清水委員長：「春淡緑色」という表現はいかがなものでしょうか。

藤井智委員：「春に淡緑色…」ということではないでしょうか。

事務局：確認のうえ訂正します。

鷹巣委員：「羽状複葉」もルビが必要ではないでしょうか。

事務局：ルビを振ります。

清水委員長：トネリコの自生地は愛知県が南限らしいです。そして知立神社のトネリコは自生ではないようです。しかしこのままでもよいかと思います。

藤井智委員：牛田城跡の説明で、「城の南側を流れる…」の城は何城のことかわかりにくいですので、削ってはどうか。

杉浦茂委員：牛田城のことですね。牛田城主といわれる牛田氏はよくわかっていないのです。牛田氏は水野氏の家臣で、やがて蜂須賀小六の家臣になって阿波の徳島藩の重臣になっていきます。天文19年にこのあたりの土地を楞厳寺（水野氏の菩提寺）に寄進をします。その牛田氏は牛田守次で正興ではないのです。牛田正興は西教寺に位牌がありますが守次との関係はよくわかりません。そのため、4行目の「…築城した城である」は「城とされる」というようにしたほうがよいと思います。今川の侵攻に対して織田・水野が守る、その攻防戦の境目になるのが重原城であり、牛田城になります。いつ落城したかもよくわかっていない。「今川義元上洛」は上洛するつもりはなかったと最近はいわれます。

藤井智委員：「上洛」は「京都進出をはかった」とし、「落城」は「攻め落とされた」、「廃城」というのも意味が違いますから「廃された」というようにしたい。

鷹巣委員：城めぐりが好きな人は周辺の川や景色を判断しながら楽しむ人が多いので、猿渡川の話はあったほうがよいのではないのでしょうか。

藤井智委員：そうですね。「牛田城は…」とすればよいかもかもしれません。

杉浦茂委員：八橋古城跡の説明板の中で「葦香城」の位置を入れるということですが、現地には看板などがありますか。

事務局：ありません。「遺構は残っていません」という文を入れることにします。

藤井智委員：「絵図によれば…あったようである」は「絵図には…記されている」としたほうがよいと思います。

教育長：文化財のマークは文化財指定をしていないものについても付けてもよいものですか。

事務局：文化財愛護のシンボルマークで指定に限るものではないと認識しています。

松井委員：八橋町城下にある夜泣き石には看板も何もない状況ですが、よく訪ねられます。昔話にも載っており以前は簡易な看板がありましたが、看板を建てられませんか。

清水委員長：夜泣き石の看板設置については要望があるということでとどめたいと思います。看板の説明文についてはご指摘いただいた箇所を修正してください。長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。これで終わります。（午後4時25分終了）